

# 地方創生をめぐる経緯と取組の概要

## — 「将来も活力ある日本社会」に向かって —

内閣委員会調査室 中西 渉

### 1. はじめに

地方の活性化は、歴代政権が力を入れて取り組んできた重要課題であるが、必ずしも十分な成果が上がってこなかった難しい課題でもある。また、我が国の人口は、2008（平成20）年の1億2,808万人をピークに既に減少段階に入ったとされ、高齢化や人口減少が進む中で地方の活性化は一層困難度が増していくことも懸念されている。

安倍内閣の進める「地方創生」は、こうした状況を踏まえ、人口減少と地方の衰退の問題に一体的に取り組もうとするものである。「地方創生元年」とされる平成27年は、その土台固めを行い、平成28年からは本格的に様々な施策が実施に移されていくことになる。

本稿では、安倍内閣におけるこれまでの取組の過程を振り返るとともに、地方創生の全体像について見ていくこととしたい。

### 2. 経緯

#### （1）平成25年

平成24年12月に発足した第二次安倍内閣は、バブル経済崩壊後15年以上続いてきたデフレから早期脱却し日本経済を「再生の10年」へと進めるため、第一の矢「大胆な金融政策」、第二の矢「機動的な財政政策」、第三の矢「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」による経済政策に取り組むこととした。

地方経済の対策としては、平成25年3月26日の経済財政諮問会議での安倍内閣総理大臣の指示を受け、内閣府において「地域経済に関する懇談会」<sup>1</sup>を開催し、7月11日からは、地域経済の実情把握と対応の検討に資するため、甘利内閣府特命担当大臣（経済財政政策）の下で「地域経済に関する有識者懇談会」（座長：高橋進・日本総合研究所理事長）を開催した。同有識者懇談会は、9月に報告書を取りまとめ、①グローバル化の進展による企業城下町、地場産業地域などの厳しい現状、②大都市圏を除く「地域」の人口減少・高齢化の問題で経済やコミュニティの維持が困難になる地域の増加、③アベノミクス効果が地域の中小企業全般に波及せず、逆に円安に伴う仕入コストの上昇による収益圧迫、景気の地域間格差拡大の懸念、③農村地域における高齢化の深刻化、後継者不足と集落の維持困難、農業所得の減少による地域経済の落ち込みと地方の購買力低下などの厳しい状況認識の下、今後、「地域の姿」として、「人の姿が見える地域」、「歩いて暮らせるまち」

<sup>1</sup> 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、副大臣、大臣政務官が出席し、地域の経済団体等から経済や産業の実情を聴取するために各地で開催した。

を地域社会、地域経済の基盤に、その範囲の人々が、不安のない暮らし、自立的で豊かな暮らしを可能にすることを最大の目標に、地域住民が「夢」、「将来への希望」が持てるプロジェクトやビジネスを創出して雇用の場をつくり、地域からの移出・移入のバランスを図り、地域の自立を促す必要があるとした。そのため、①地域産業の振興・雇用創出、②地域の「人材力」強化、③まちづくり・地域づくりの3つの観点から、関係各府省が実施している各種の施策の状況を示しつつ、地方自治体やNPOなど地域活性化に取り組む主体にとって、支援策等が分かりにくいいため、地方自治体等が必要な事業を柔軟に選択できるための工夫、地域の主体的な取組に対し、各府省が縦割りを排して連携し横断的に支援すること、頑張る地域や効果的な施策・取組を行っている地域を広く全国に紹介する仕組みの検討、また、内閣官房地域活性化統合事務局<sup>2</sup>における相談体制のワンストップ機能の強化などが求められた。

## （2）平成26年

平成26年1月20日、経済財政諮問会議の専門調査会として、今後半世紀を見据え、持続的な成長・発展のための課題と対策の検討を進めるため、「「選択する未来」委員会」（会長：三村明夫・新日鐵住金株式会社相談役名誉会長・日本商工会議所会頭）が設置された。5月、同委員会で中間整理が行われ<sup>3</sup>、経済財政諮問会議にその報告がなされた。中間整理は、日本の経済社会が現状のまま推移した場合、①マイナス成長、②人口オーナス<sup>4</sup>と縮小スパイラル、③格差の固定化・再生産、④4分の1以上の地方自治体の「消滅可能性」、東京の超高齢化、⑤財政破綻リスク、国際的地位の低下といった、困難な未来が待ち受けているものの、制度、政策、人々の意識が速やかに変われば、「人口急減・超高齢化社会」への流れを変えることは可能であり、若い世代や次の世代が豊かさを得て、結婚、出産、育児ができるよう集中して改革・変革を進めるべきであるとした。

また、同月、同委員会の「地域の未来ワーキング・グループ」<sup>5</sup>の主査でもある増田寛也氏（東京大学公共政策大学院客員教授・前岩手県知事）が座長を務める民間の「日本創成会議」から、このままでは896の地方自治体が「消滅」する可能性があるとする報告書<sup>6</sup>が公表されたことは、大きな注目を集め、警鐘を鳴らすものとなった。

一方、「日本再興戦略」の改訂に向けて、1月28日から、地域活性化の推進に関する関

<sup>2</sup> 平成19年10月、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部及び中心市街地活性化本部の4つの地域活性化に関する本部（その後、総合特別区域推進本部が加わり、5本部）に係る事務を一元的に処理するため、内閣官房に設置された。また、これらの本部については、「地域活性化統合本部会合」として、原則として合同会合として開催されることになった。地域活性化統合事務局はその後、平成27年1月20日、内閣府「地方創生推進室」に改組された。

<sup>3</sup> 平成26年11月、「選択する未来」委員会の報告書「未来への選択」が取りまとめられた。

<sup>4</sup> 少子高齢化によって、働く人より支えられる人が多くなることで経済成長に重荷になること。

<sup>5</sup> 他に「成長・発展ワーキング・グループ」、「人の活躍ワーキング・グループ」の2つが設置された。

<sup>6</sup> 日本創成会議・人口減少問題検討分科会「ストップ少子化・地方元気戦略」（平成26年5月8日）。いわゆる「増田レポート」。このままの状態が続けば「20～39歳の女性人口」が2010年から2040年にかけて半数以下になると予想される市区町村を「消滅可能性都市」とし、これらのリストも示した。

係閣僚会合<sup>7</sup>が開催され、地域活性化に関する各府省の施策を統一的に進めるための調整が行われることとなった。同日の第1回会合では「成長戦略改訂に向けた地域活性化の取組みについて」が決定され、新たな活力ある地域づくりのビジョンを提供し具体化を図るため、地域が直面する2つのテーマ、すなわち、①「超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成」、②「地域産業の成長・雇用の維持創出」への総合的な取組みに関するモデルケースを選定することになった。その後、提案の公募、地域活性化プラットフォームワーキングチーム<sup>8</sup>（座長：村上周三・一般社団法人建築環境・省エネルギー機構理事長）による評価等を経て、5月29日の会合で33件のモデルケース<sup>9</sup>が決定された。また、同日の会合では、地域活性化関連施策をワンパッケージで実現する伴走支援プラットフォームを構築するため地域再生法の改正案の検討を行うことも決定されている。

そして、平成26年6月24日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014」（骨太方針2014）では、アベノミクス1年の成果を踏まえた上で、デフレ脱却・経済再生に取り組むだけでなく、より先を見据え、望ましい未来像に向け、①50年後に1億人程度の安定した人口構造の保持を目指す、②経済を世界に開き、絶え間ないイノベーションと高付加価値の財・サービスを生み出す、③年齢、性別に関わらず、意欲、個性や能力に応じて活躍できる社会、制度、仕組みを構築する、④個性を活かした地域戦略と、地域における「集約・活性化」を進める、⑤基盤的な制度、文化、公共心など社会を支えている土台を大切にするとする道筋を示した。併せて、中長期的な取組として、2020年を目途に「人口急減・超高齢化」への流れを変えるため、従来の少子化対策の枠にとらわれず、福祉分野だけでなく、教育、社会保障、社会資本整備、地方行財政、産業振興、税制などあらゆる分野の制度・システムの改革を進めていくことを政府として初めて示した。また、地域経済については、中長期的な展望を見出すための対応（ローカル・アベノミクス）の必要性を指摘するとともに、地域の活力を維持し、東京への一極集中傾向に歯止めをかけ、少子化と人口減少の克服を目指した総合的な政策の推進の司令塔となる本部を設置し、政府一体で取り組む体制を整備するとした。また、「『日本再興戦略』改訂2014」には、総合的な政策推進体制の整備のための本部の設置のほか、地域再生法の改正法案の国会提出なども盛り込まれた。

平成26年7月18日、閣議後の閣僚懇談会において、安倍内閣総理大臣から、個性あふれ

<sup>7</sup> 議長：内閣官房長官、副議長：地域活性化担当大臣、構成員：経済財政担当（経済再生担当）、総務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境の各大臣。ただし、新藤地域活性化担当大臣（当時）は総務大臣を兼務。体制としては、関係閣僚会合の下に内閣総理大臣補佐官を長とする連絡調整会議を設置し、内閣官房地域活性化統合事務局にモデルケース等の実施のため関係府省の参加する政策対応チームを設置した。経済財政諮問会議や地方産業競争力協議会関係省庁会議と連携を密に、政府一体となり相乗効果を上げるとするとともに、政策対応チームはモデルケースの地域に直接赴き、地域の自治体や企業等の声を聴き、計画の具体化に協力するものとした。この府省連携の支援体制は「地域活性化プラットフォーム」と呼ばれる。5月9日、内閣総理大臣決裁により「地域活性化の推進に関する関係閣僚等会合」となった。

<sup>8</sup> 本取組の実施に当たり地域活性化担当大臣の下に設置した有識者会議。

<sup>9</sup> タイプによる分類が行われており、内訳は【テーマ① 超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成】①-i 地方都市型10件、①-ii 農山漁村・過疎地域等型6件、【テーマ② 地域産業の成長・雇用の維持創出】②-i 地元地域資源活用型5件、②-ii 広域地域資源活用型6件、②-iii 産業集積活用型6件。

る地方の創生により、経済の好循環の波を全国に広げ、各地域で若者が元気に働き、子どもを育て、次世代へと豊かな暮らしをつないでいくため「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げ、各省の縦割りを排除し、地方創生のための各省の企画立案機能を集中させる旨の発言があり、これを受け、同月25日には、内閣官房にまち・ひと・しごと創生本部準備室が立ち上げられ、準備作業を開始した。

そして、9月3日の内閣改造においては、地方創生担当大臣が新設され、石破茂衆議院議員が任命された。同日の閣議決定により、内閣に、内閣総理大臣を本部長、地方創生担当大臣と内閣官房長官を副本部長、他の全ての国务大臣を本部員とする「まち・ひと・しごと創生本部」が設置された。また、同日、本部長決定により、本部の下、重要事項の調査審議を行うための「まち・ひと・しごと創生会議」<sup>10</sup>が設置され、同月5日、本部長決定により、関係府省が連携して取組を進めるための「まち・ひと・しごと創生本部幹事会」<sup>11</sup>も設置されるなど、体制が整備された。

同月9日には、石破国务大臣に対し、安倍内閣総理大臣から、まち・ひと・しごと創生の推進に当たっての基本として、①人口減少克服、地方創生（東京一極集中是正）への取組、②従来の政策の検証・総括等を踏まえた短期的・中長期的政策目標の設定、③縦割りの排除、バラマキ型の対応を行わないこと、④人口減少克服と地域経済成長に資する制度改革について検討・実行、⑤地方の熱意や創意・自主性を基本、地域の個性を尊重すること、⑥国と地方の協議や地方自治体間での広域的連携体制の構築と民間の創意工夫を後押し、⑦現場に出向き、成功に至らなかった事例も含めて得られた知見を今後活かすこと、以上7項目の指示が行われた。そして、これらは12日の第一回の本部会合で決定された基本方針に反映された。

9月29日に召集された第187回国会（臨時会）では、内閣から「まち・ひと・しごと創生法案」（閣法第1号）、「地域再生法の一部を改正する法律案」（閣法第2号）が地方創生関連として提出され、両法案は、衆議院・参議院にそれぞれ新たに設置された地方創生に関する特別委員会で審査が行われ、衆議院解散当日の11月21日に成立した<sup>12</sup>。

まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）（以下「地方創生法」という。）の規定に基づき、12月2日、内閣にまち・ひと・しごと創生本部が設置され、閣議決定に基づく「まち・ひと・しごと創生本部」は廃止され法定の本部に移行した（以下、地方創生法に基づく「まち・ひと・しごと創生本部」を「本部」という。）。

12月14日の衆議院議員総選挙を経て、同月24日第三次安倍内閣が発足し、27日には、本部会合において「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が決定され、これらとともに、3.5兆円規模の「地方への好循環拡大に向けた緊

<sup>10</sup> 議長：内閣総理大臣、副議長：地方創生担当大臣、内閣官房長官、議員：経済財政担当、少子化担当、復興、総務、財務、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通の各大臣と民間有識者

<sup>11</sup> 座長：地方創生担当大臣、座長代理：地方創生担当副大臣、内閣官房副長官（事務）、副座長：地方創生担当大臣政務官、内閣総理大臣補佐官、内閣官房副長官補、構成員：本部事務局長代理、全事務次官・長官

<sup>12</sup> 衆議院では、野党から「国と地方公共団体との関係の抜本的な改革の推進に関する法律案」、道州制の導入の推進や少子化対策基本法等に基づく施策との統合を趣旨とする、まち・ひと・しごと創生法案への修正案も提出されたが、否決された。

急経済対策」が閣議決定された。

### (3) 平成27年

平成27年1月26日召集の第189回国会（常会）においては、平成26年度補正予算が成立し、当面の対策が実行に移されるとともに、平成27年度予算、また、地域再生法改正案、第5次分権一括法案などが地方創生関連法案として提出され、成立した<sup>13</sup>。

また、政府においては、「経済財政運営の基本方針2015」（骨太方針2015）、「『日本再興戦略』改訂2015」、「まち・ひと・しごと基本方針2015」が閣議決定されている。そして、平成27年度末までに地方自治体による「地方版総合戦略」の策定が行われることになっており、平成28年度から本格的な実施段階に入っていくことになる。

## 3. まち・ひと・しごと創生法の概要

### (1) 目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたり活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものである。

地方創生とは、「まち・ひと・しごと創生」を言い表した言葉であり、まち（国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成）、ひと（地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保）、しごと（地域における魅力ある多様な就業の機会の創出）の3つを一体的に推進するものである。

### (2) 基本理念（第2条）

①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、地域の実情に応じて環境を整備すること、②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保すること、③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備すること、④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備すること、⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出すること、⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること、⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること、を定めている。

<sup>13</sup> 参議院においては「地方・消費者問題に関する特別委員会」が設置され、地域再生法改正案、第5次分権一括法案の審査が行われた。

### (3) まち・ひと・しごと創生総合戦略(第8条～第10条)

第8条では、国が、まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)を定めることを規定している。

総合戦略は、まち・ひと・しごと創生に関する目標、施策に関する基本的方向、その他施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項を定めるものである(第2項)。

作成手順としては、まち・ひと・しごと創生本部が案を作成し、閣議で決定される(第3項、第4項)。案の作成に当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、実施状況の総合的な検証を定期的に行うための客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとしている(第3項)。

また、第9条では、都道府県は、総合戦略を勘案して、都道府県総合戦略(地方版総合戦略)を、また、第10条においては、市町村(特別区を含む。)は、総合戦略を勘案(都道府県総合戦略が定められていれば、更にそれも勘案)して、市町村総合戦略(地方版総合戦略)を作成することを、それぞれ努力義務として定めている。

### (4) まち・ひと・しごと創生本部(第11条～第20条)

第11条～第20条に本部に関する規定が置かれている。内閣総理大臣を本部長とし(第14条第1項)、副本部長に内閣官房長官及び地方創生担当大臣(第15条第1項に基づき指定)、その他全閣僚を本部員としている(第16条第2項)。創生本部の事務は第12条で、①総合戦略の案の作成及びその実施の推進(第一号)、総合戦略について実施状況の総合的な検証を定期的実施すること(第二号)、まち・ひと・しごと創生に関する施策で重要なものの企画・立案、総合調整を実施すること(第三号)とされている。

## 4. 地方創生のための施策の展開

### (1) まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(平成26年12月27日閣議決定)

日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後、取り組むべき将来の方向を提示するもので、国が総合戦略を定めるに当たって踏まえるべき、「人口の現状及び将来の見通し」(地方創生法第8条第3項)に該当する。概要は次のとおりである。

#### ア 全体的な人口見通し

我が国の合計特殊出生率は1970年代以降急速に低下し、人口規模が長期的に維持される水準(「人口置換水準」。現在は2.07)を下回る状態が約40年間続いている<sup>14</sup>。こうした少子化の進行にも関わらず、戦後の第一次ベビーブーム(1947年～1949年)、第二次ベビーブーム(1971～74年)世代の大きな人口の塊のおかげで出生数は大きく低下せず、また、平均寿命の伸びもあり、総人口は長らく増加を続けてきたものの、2008年を境に

<sup>14</sup> 合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。平成17年に1.26と最低を記録した後徐々に回復し平成25年には1.43を記録したが、平成26年は1.42とやや低下した。都道府県別では東京の合計特殊出生率が1.15と際だって低い(最高は沖縄の1.86)。

日本の総人口は減少局面に入った。人口の減少は、大きく、第一段階：若年人口は減少するが老年人口は増加する時期（2010～2040年）、第二段階：若年人口の減少が加速化し老年人口が維持から微減に転じる時期（2040～2060年）、第三段階：若年人口の減少が一層加速化し老年人口も減少していく時期（2060年以降）で進み、「第二・第三段階」では人口減少が急速に進む。2020年代初めは毎年60万人程度の減少であるが、2040年代頃には毎年100万人程度まで加速する。そして、約100年後（2100年）には日本の人口は1911年（明治44年）と同程度の5,000万人を切るとともに、高齢化率（65歳以上の人口割合）は40%を超える水準まで高まり、高齢化の進行によって悪影響が生じること（人口オナーズ）に留意する必要があるとしている。

### イ 地方の人口見通し

地方では、都市部より10年も早く人口減少に至っており、今後、2010年から2040年までの間は、東京都区部や中核市は「第一段階」で、都区部は▲6%、中核市・特例市の多くが▲15%にとどまるのに対し、人口5万人以下の地方都市は「第二段階」、過疎地域の市町村は「第三段階」に入り、それぞれ、▲28%、▲40%にも及ぶと見られる。今後地方では、労働力人口の減少や消費市場の縮小が経済規模を縮小させ、それが社会生活サービスの低下を招き、更なる人口流出を招く悪循環に直面するなど、地域経済社会の維持について重大な局面を迎えるリスクがあるとしている。

### ウ 東京圏の人口見通し

東京圏（東京、埼玉、千葉及び神奈川の一都三県）には、約3,600万人、日本の総人口の約28%（2013年）が集中し、集中度は、欧米諸国での首都圏の人口比率（15%程度）より高く、しかも現在も上昇を続けている。戦後、高度経済成長期と重なる1960～1970年代前半、バブル経済期と重なる1980年代後半、2000年以降の3期において地方から三大都市圏への大きな人口移動が発生しているが、第二期と第三期は東京圏への人口流入のみが顕著となっている。

東京圏への転入超過は年間10万人近くで推移し、転入超過数の年齢構成は若い世代が大半を占めている。東京圏の大学に進学し就職時に地元に戻るUターンが減少する一方、地方大学卒業生が東京圏に移動する傾向が強まり、特に若年女性でその動きが顕著である。東京圏の求人状況は高く、今後も人口流入は拡大し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催で更に増幅される可能性がある。

人口減少が大都市と地方でバランスを取りながら進めば、過密問題の解決が図られ、適度な人口密度の社会の到来が期待できるかもしれないが、このままでは、「過密の東京圏」と「人が極端に減った地方」が併存する形で人口減少が進行する可能性が高く、また、厳しい住宅事情や子育て環境などで地方より低い出生率にとどまっている東京圏に若い世代が集中することで、日本全体の人口減少にも結び付いているとしている。

## エ 今後の基本的視点

世論調査<sup>15</sup>の結果などから人口減少に対する国民の危機感が高まっていることがうかがわれ、また、フランスやスウェーデン<sup>16</sup>などの例から見れば的確な政策を展開し官民挙げて取り組めば未来は開け、早期に取り組むことが必要であるとしている。人口減少への対応としては、出生率向上により人口減少に歯止めをかけ、将来的に人口構造自体を変えようとする「積極戦略」と、今後数十年間は避けられない人口減少に対応し、効率的かつ効果的な社会システムを構築する「調整戦略」の両者を同時に進める必要があり、取組の基本的視点は、①「東京一極集中」の是正、②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、③地域の特性に即した地域課題の解決の3点としている。さらに、10・20代の若い世代や50代で高い移住希望<sup>17</sup>や若い世代の結婚・子育ての希望<sup>18</sup>の実現に全力を注ぐとともに、若い世代の結婚に必要な「相応の収入」、「安定的な雇用形態」、「やりがいのあるしごと」といった「質」を重視した雇用の確保、子育て支援、子育てと就労を両立させる「働き方」の実現などが重要であるとしている。

## オ 目指すべき将来の方向

今後目指すべき方向は、将来にわたって「活力ある日本」を維持することであり、そのために、①人口減少に歯止めをかけなければならず、将来いずれかの時点で人口置換水準に回復する必要がある、②結婚や出産は個人の自由でありプレッシャーをかけてはならないが、若い世代の希望が実現した場合の出生率は1.8に向上する、③仮に2030年～2040年頃に出生率が人口置換水準まで回復すれば、2060年に総人口1億人程度が確保される、④出生率が向上すれば人口構造が若返る時期が来る、⑤「人口の安定化」とともに「生産性の向上」を図ることで、2050年代にGDP成長率は1.5～2%程度の維持が可能であるとしている。

地域資源を活用した多様な地域社会の形成、都市部、海外といった外部とのつながりにより新たな視点から活性化を図ることなどの地方創生の取組が実現していけば、地方が東京圏など大都市圏より早く若返り、イノベーションによる活力ある地域社会の創造が可能であり、一方東京圏は、人口集中・過密化といった問題の解決に資するとともに、日本の成長のエンジンとしての重要性を変えることなく、世界をリードする「国際都市」として一層発展していくことが期待されるとしている。

<sup>15</sup> 内閣府の世論調査（2014年8月実施）では、9割以上の国民が「人口減少は望ましくない」とし、「政府は人口減少の歯止めに取り組んでいくべき」とする回答が7割を超える。

<sup>16</sup> 手厚い家族支援政策等を背景に、合計特殊出生率は2程度まで回復している。

<sup>17</sup> 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局の「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」（平成26年9月17日）では、東京都在住者の4割が「移住する予定」又は「今後検討したい」と考えているとの結果が出ている。

<sup>18</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（2010）では、男女とも「いずれ結婚するつもり」とする人の割合は9割程度、夫婦が予定する子ども数は2010年で2.07人。未婚者の希望平均子ども数も2人を超えている。

(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）

地方創生法第8条の規定に基づき、まち・ひと・しごと創生に関する平成27年度を初年とする5か年の目標、施策に関する基本的方向等を定めるものである。

これまで地域経済・雇用対策や少子化対策が十分な成果を得るに至っていない要因について、①府省庁・制度ごとの「縦割り」構造、②地域特性を考慮しない「全国一律」の手法、③効果検証を伴わない「バラマキ」、④地域に浸透しない「表面的」な施策、⑤「短期的」な成果を求める施策、を挙げている。また、今後は、①自立性（対症療法的なものにとどまらず、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながること）、②将来性（地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置くこと）、③地域性（各地域の実態に合った施策を支援すること）、④直接性（ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施すること）、⑤結果重視（明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中期の具体的数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標によって検証し、必要な改善等を行うこと）を「まち・ひと・しごと創生」政策5原則として、地方自らが考え、責任を持って「総合戦略」を推進し、国は伴走的に支援するとしている。

基本目標としては、①「地方における安定した雇用を創出する」、②「地方への新しいひとの流れをつくる」、③「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、④「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」とした上で、取組における当面の目標としては、東京一極集中の是正に向け、若い世代を中心とした東京圏への転入超過の解消に置くとしている。

そのために、①地域産業の競争力強化に取り組み、これと併せ、地域が必要とする人材を大都市圏で掘り起こし、地域への還流を促す仕組みを強化する、②潜在的移住希望者の移住を的確に支援する環境を整備し、「しごと」と「ひと」の好循環を確立する、③こうした好循環に向けた取組が次の世代に引き継がれ、真に持続的な好循環の確立につなげていくよう、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現するための環境整備に取り組み、④「しごと」と「ひと」の好循環を地域に根付かせ、活気にあふれた「まちづくり」によって、まち・ひと・しごと全体の好循環実現を目指すとしている。

そして、地方が地方版総合戦略を策定・実施していくに当たり必要と考えられる関係府省庁の施策を上記の4つに分類し、以下のように「政策パッケージ」として示している。

○まち・ひと・しごと総合戦略の基本目標と政策パッケージ

基本目標	政策パッケージ	
	2020年までに国が達成すべきKPI (Key Performance Indicator:重要業績評価指標)	主な施策
①地方における安定した雇用を創出する ・若者雇用数	●「しごとの創生」と「ひとの創生」の政策パッケージ（「しごと」と「ひと」の好循環づくり） ----- (ア) 地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備	・「地域経済分析システム」の開発

<p>(地方)</p> <p>2020年までの5年間の累計で地方に30万人の若い世代の安定した雇用を創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>若い世代の正規雇用労働者等の割合</li> </ul> <p>2020年までに全ての世代と同水準を目指す</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性の就業率向上</li> </ul> <p>2020年までに73%を実現(2013年70.8%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の産官学金労が連携した総合戦略推進組織の整備</li> <li>地域を支えるサービス事業主体の在り方の検討・制度整備</li> </ul>	
	<p>(イ) 地域産業の競争力強化(業種横断的取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ベンチャー企業の付加価値額を10年間で2倍に拡大(2010年度8.6兆円→17.2兆円)</li> <li>N T企業(注1)・G N T企業(注2)等中核企業候補1,000社を支援し、平均売上高20億円(2011年度)を、取引先への波及効果も含め、5年間で3倍増とすることを旨す</li> <li>対日直接投資残高を倍増(2013年度18兆円→35兆円)等</li> </ul> <p>地域産業の競争力を強化する業種横断的取組を推進することにより、2020年までの5年間の累計で約11万人の若い世代の安定した雇用の創出を目指す(地域の起業3万人、中核企業支援8万人)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>包括的創業支援</li> <li>地域を担う中核企業支援</li> <li>新事業・新産業と雇用を生み出す地域イノベーションの推進</li> <li>外国企業の地方への対内直接投資の促進</li> <li>産業・金融一体となった総合支援体制の整備</li> <li>事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等</li> </ul>
	<p>(ウ) 地域産業の競争力強化(分野別取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス産業の労働生産性の伸び率を3倍に拡大(2012年、2013年の年間伸び率の平均0.8%→2.0%)</li> <li>農林水産業の成長産業化(6次産業の市場規模10兆円(2012年度1.9兆円)、農林水産物・食品の輸出額1兆円(2013年度5,505億円)等)</li> <li>訪日外国人旅行消費額を3兆円(2013年1.4兆円)に拡大</li> </ul> <p>地域産業の競争力を強化する分野別の取組を推進することにより、2020年までの5年間の累計で19万人(サービス産業6万人、農林水産業5万人、観光8万人)の若い世代の安定した雇用の創出を目指す</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス産業の活性化・付加価値向上</li> <li>農林水産業の成長産業化</li> <li>観光地域づくり、ローカル版クールジャパンの推進</li> <li>地域の歴史・町並み・文化・芸術・スポーツ等による地域活性化</li> <li>分散型エネルギーの推進</li> </ul>
	<p>(エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京圏から地方へ約10万人の人材を還流(2020年までの5年間の累計)</li> <li>地方から東京圏への転入をとどめる人材育成、雇用対策により約20万人の地方への定着を図る(2020年までの5年間の累計)</li> <li>上記により、2020年までの5年間の累計で30万人の若い世代の安定した雇用の創出を目指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>若者人材等の還流及び育成・定着支援</li> <li>「プロフェッショナル人材」の地方環流</li> <li>地域における女性の活躍推進</li> <li>新規就農・就農者への総合的支援</li> <li>大学・高等専門学校・専修学校等における地域ニーズに対応した人材育成支援</li> <li>若者、高齢者、障害者が活躍できる社会の実現</li> </ul>
	<p>(オ) I C T等の利活用による地域の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>週1日以上終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワーカー(2020年目標):全労働者数の10%以上。また、国家公務員のテレワークの比率についても、政府全体として、上記目標と遜色ないレベルを目指す</li> <li>テレワーク導入企業数(2020年目標):2012年度比3倍(2012年度11.5%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>I C Tの利活用による地域の活性化</li> <li>異常気象や気象変動に関するデータの利活用の促進</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送コンテンツ関連海外市場売上高を2010年度(66.3億円)の3倍超に増加</li> </ul>	
<p>②地方への新しいひとの流れをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京圏から地方への転出4万人増加</li> <li>地方から東京圏への転入6万人減少</li> <li>上記により、2020年時点で東京圏から地方への転出・転入を均衡</li> </ul>	<p>(ア) 地方移住の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間移住あっせん件数11,000件</li> <li>「お試し居住」に取り組む市町村の数を倍増(2014年23%の市町村で実施)</li> <li>都市と農山漁村の交流人口1,300万人(2013年度925万人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方移住希望者への支援体制</li> <li>地方居住の本格推進(都市農村交流、「お試し居住」を含む「二地域居住」の本格支援、住み替え支援)</li> <li>「日本版CCRC」(注3)の検討</li> <li>「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」の統合拡充</li> </ul>
	<p>(イ) 企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本社機能の一部移転等による起業の地方拠点強化の件数を2020年までの5年間で7,500件増加</li> <li>地方拠点における雇用者数を4万人増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業の地方拠点強化等</li> <li>政府関係機関の地方移転</li> <li>遠隔勤務(サテライトオフィス、テレワークの促進)</li> </ul>
	<p>(ウ) 地方大学等の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方における自県在学進学者の割合を平均で36%まで高める(2013年度全国平均32.9%)</li> <li>地方における雇用環境の改善を前提に、新規学卒者の県内就職の割合を平均で80%まで高める(2012年度全国平均71.9%)</li> <li>地域企業等との共同研究件数を7,800件まで高める(2013年度5,762件)</li> <li>各事業において、地方公共団体や企業等による地元貢献度への満足度80%以上を実現する</li> <li>大学における、地元企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施率を50%まで高める(2013年度39.6%)</li> <li>全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地方大学等創生5か年戦略」(①知の拠点としての地方大学強化プラン、②地元学生定着促進プラン、③地域人材育成プランの推進)</li> </ul>
<p>③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合40%以上(2013年度19.4%)</li> <li>第1子出産前後の女性の継続就業率55%(2010年38%)</li> <li>結婚希望実績指標80%(2010年</li> </ul>	<p>(ア) 若い世代の経済的安定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>若者(20~34歳)の就業率を78%に向上(2013年75.4%)</li> <li>若い世代の正規雇用労働者等(自らの希望による非正規雇用労働者等を含む。)の割合について、全ての世代と同水準を目指す(2013年15~34歳の割合92.2%、全ての世代の割合93.4%)</li> <li>フリーター数を124万人に減少(2013年182万人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>若者雇用対策の推進、「正社員実現加速プロジェクト」の推進</li> <li>「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進</li> </ul>
	<p>(イ) 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合:100%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子育て世代包括支援センター」の整備、周産期医療の確保等</li> </ul>
	<p>(ウ) 子ども・子育て支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2017年度末までに待機児童の解消を目指す(待機児童数2014年4月21,371人)</li> <li>「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」について、全ての小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施する。うち1万か所以上を一体型とすることを目指す</li> <li>三世同居・近居の希望に対する実現比率を向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども・子育て支援の充実(「子ども・子育て支援新制度」の円滑かつ持続的な実施、事業主負担を含め社会全体で費用を負担する仕組みの構築、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に実施するな</li> </ul>

<p>68%)          ・夫婦子ども数          予定実績指標          95%          (2010年          93%)</p>	<p>する          ・理想の子ども数を持ってない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合を低下させる (2010年60.4%)</p> <hr/> <p>(エ) 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の実現 (「働き方改革」)          ・第1子出産前後の女性の継続就業率を55%に向上          ・男性の育児休業取得率を13%に向上 (2013年2.03%)          ・週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%へ低減 (2013年8.8%)          ・年次有給休暇取得率を70%に向上 (2013年48.8%)</p>	<p>ど教育費負担の軽減、社会全体で多子世帯を支援する仕組みの構築や「三世帯同居・近居」の支援)</p> <hr/> <p>・長時間労働の見直し、転勤の実態調査等 (育児休業の取得促進・所定外労働時間の削減・年次有給休暇の取得促進・企業の先進的取組の普及支援等の長時間労働を抑制するための総合的な取組、勤務地や職務を限定した多様な正社員の普及、転勤の実態調査を含む働き方の見直し)</p>
<p>④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域と連携する          ・「小さな拠点」の整備や「地域連携」の推進など、具体的な施策に対するKPIを設定した上で、「地方版総合戦略」の内容を踏まえて設定</p>	<p>●「まちの創生」の政策パッケージ (「しごと」と「ひと」の好循環を支える、「まち」の活性化)</p> <hr/> <p>(ア) 中山間地等における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成          ・「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成数とするが、具体的な数値は、各地方公共団体が策定する「地方版総合戦略」を踏まえて設定する</p> <hr/> <p>(イ) 地方都市における経済・生活圏の形成          ・立地適正化計画を作成する市町村数：150市町村          ・地域公共交通網形成計画策定総数：100件          ・魅力があり波及効果が高い商業施設等を整備する民間プロジェクト数：60件</p> <hr/> <p>(ウ) 大都市圏における安心な暮らしの確保          ・大都市圏の高齢者の急増に伴う医療・介護需要の増大に対応した、広域連携を視野に入れた医療計画及び介護保険事業支援計画の策定・実施          ・独立行政法人都市再生機構の団地の福祉拠点化 (大都市圏のおおむね1,000戸以上の同機構の団地約200団地のうち、100団地程度で拠点を形成)          ・高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設している100戸以上の規模の公的賃貸住宅団地の割合：25% (2012年度21%)</p> <hr/> <p>(エ) 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化          ・公的不動産 (PRE) の有効活用など民間提案を生かしたPPPの事業規模：2022年までに2兆円を目指す          ・住宅の中古市場の流通・リフォーム市場の規模：20兆円 (2010年10兆円)</p>	<p>・「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成          ・公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援</p> <hr/> <p>・都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成          ・地方都市の拠点となる中心市街地等の活性化を強力に後押しする包括的政策パッケージの策定</p> <hr/> <p>・大都市圏における医療・介護問題への対応          ・大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生、福祉拠点化</p> <hr/> <p>・公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用、空き屋対策の推進          ・インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進</p>

(オ) 地域連携による経済・生活圏の形成 ・定住自立圏の協定締結等圏域数：140圏域を目指す（2014年4月時点79圏域）	・「連携中枢都市圏」の形成 ・定住自立圏の形成の促進
(カ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保 ・消防団の団員数の維持（2014年4月時点864,347人） ・全都道府県のLアラートの導入（2014年12月時点23都道府県）	・消防団等の強化・ICT利活用による、住民主体の地域防災の充実
(キ) ふるさとづくりの推進 ・ふるさとづくり推進組織の数を1万団体に増加（2013年度3,291団体）	・「ふるさと」に対する誇りを高める施策の推進

（注1）ニッチトップ企業。特定の製品分野でトップクラスの市場シェアを持つ企業。

（注2）グローバルニッチトップ企業。世界市場においてトップクラスのシェアを持つ企業。

（注3）米国では、高齢者が移り住み、健康時から介護・医療が必要となる時期まで継続的なケアや生活支援サービス等を受けながら生涯学習や社会活動等に参加するような共同体（Continuing Care Retirement Community）が約2,000か所存在しているとされる。

（出所）「まち・ひと・しごと創生総合戦略」より筆者作成

また、「総合戦略」では、地方を創生し、人口減少を克服するという取組の着地点となる効果的・効率的な社会経済システムを構築するという基本的考え方の下、国はあらゆる制度について、こうした方向に合わせて検討するとしており、国家戦略特区制度との連携、社会保障制度、税制、地方財政、その他の財政的支援の仕組み（新型交付金）、地方分権、規制改革を挙げて、それぞれ具体的な施策について方針を示している。

### （3）まち・ひと・しごと基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）

平成27年6月30日、本部は、平成27年度政策の指針として、「まち・ひと・しごと創生基本方針2015ーローカルアベノミクスの実現に向けてー」を決定し、同日閣議決定された。これは、「総合戦略」の目標達成に向けて作成された政策パッケージについて、今後の対応方針を取りまとめたもので、平成27年度の取組の方向性を示すとともに、同年12月末に見込まれる「総合戦略」の改訂を通じ、平成28年度以降の施策展開につなげていくものとしている。我が国全体の成長を俯瞰する日本再興戦略に対し、地域経済の好循環に焦点を当てる本指針とが車の両輪となり、日本経済を成長軌道に乗せていくとしている。

### （4）地方人口ビジョン・地方版総合戦略

国の総合戦略では、平成27年度末までに中長期を見通した「地方人口ビジョン」と5か年の「地方版総合戦略」の作成を求めている。地域活性化プラットフォームで選定された「モデルケース」等も参考にしつつ、地域関係者が多く関わり、自らが考え、オリジナルの総合戦略を策定することが期待されている。この戦略の作成はあくまで努力義務ではあるが、石破国務大臣は、「地域自ら考え、何をやりたいのかを明確にすることは国の支援を有効にすることに直結する。戦略をつくらないからといって、いじめたりはしないが、

つくらない要因は除去していく」旨述べ<sup>19</sup>、「地域経済分析システム」(RESAS:リーサス)<sup>20</sup>の運用を既に開始、地方創生人材支援制度<sup>21</sup>、地方創生コンシェルジュ制度<sup>22</sup>等人的な支援も行っている。内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局によると、平成27年10月30日現在、都道府県は38団体(80.9%)、市区町村は728団体(41.8%)で既に策定済みであり、平成28年4月以降としているのは市区町村の3団体(0.2%)となっている。

東京圏の地方版総合戦略の在り方は全体にも大きな影響を及ぼすと言えるが、11月6日に策定された都の地方版総合戦略『東京と地方が共に栄える、真の地方創生』の実現を目指して～東京都総合戦略～では、「東京と地方」が、力を合わせて、共に栄え、成長し、日本全体の持続的発展へつなげていくとしている。ただ、人口の社会増減については、自発的な意思に反して政策的に誘導することは困難であり、都民に向き合い、希望をかなえていくことで、全ての人が多様な生き方を選択し、活躍できる都市へ成長させていくとしている。

#### (5) 地域再生制度

地域再生制度は、地域再生法(平成17年法律第24号)の規定に基づき、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域が行う自主的かつ自立的な取組を国が支援するものであり、地方公共団体は、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで、当該地域再生計画に記載した事業の実施に当たり、財政、金融等の支援措置を活用することができる。小泉内閣の下、平成17年に創設され、以後制度の充実も図られてきたところである。

地方版総合戦略と地域再生計画の関係について、石破国務大臣は、「政策の大きな枠組を示す地方版総合戦略に盛り込まれている事業を実施していくための具体的な実施計画が地域再生計画であり、両者が相まって地方創生の取組が進められる」と説明している<sup>23</sup>。

第187回国会における改正では、地方創生法の基本理念との調和を図り進めることを明らかにするため、第2条の基本理念にその旨が加えられたほか、①地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体による政府が講ずべき新たな措置に関する提案制度の創設、②認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域農林水産業振興施設整備計画の作成及びこれに基づく農地等の転用等の許可の特例の追加、③構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例の追加等がなされた。

そして、施行後1年以内に魅力ある就業の機会の創出並びに地域の特性の応じた経済基

<sup>19</sup> 第187回国会衆議院地方創生に関する特別委員会議録第5号17頁(平26.10.29)

<sup>20</sup> 従来経済産業省が開発を行ってきた「地域経済分析システム」、いわゆる「ビッグデータを活用した地域経済の見える化システム」に経済分野以外のさまざまなデータも搭載し地方自治体が「地方版総合戦略」の立案等に役立つシステムに構築したもの。英語表記:Regional Economy (and) Society Analyzing System

<sup>21</sup> 地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を、市町村長の補佐役として派遣するもの。

<sup>22</sup> 総合戦略を含め地方創生の取組に対し国が相談窓口を設け積極的に地方公共団体を支援するため、当該地域に関心のある国の職員を選任するもの。

<sup>23</sup> 第189回国会参議院本会議録第23号5頁(平27.6.3)

盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の総合的な整備のための具体的方策について措置すべきとする同改正法の附則第2項の規定を受け、第189回国会においては、「総合戦略」を踏まえ、①地方公共団体が作成する地域再生計画に企業等の地方拠点強化に係る事業を新たに位置付けるとともに、事務所、研修施設等の本社機能の移転・新增設を行う事業者に対して支援措置（税制措置等）を講じ、②人口が減少する中山間地域等での住民の生活に必要な生活サービス機能（医療・介護、福祉、教育、買物、公共交通、物流、燃料供給等）の提供と地域交流・地域支え合いの拠点として、「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）の形成を推進していくための地域再生法の改正が行われた。

このように地域再生制度は、地方創生を進める上での「プラットフォーム」として重要な位置を占めるものになっている。しかし、平成27年10月、会計検査院の報告書「地域再生法に基づく事業の実施状況等について」においては、地方公共団体が、積極的に地域再生制度を活用し、地方版総合戦略を着実に遂行できるよう、内閣府及び関係省庁は、①地方公共団体による地域のニーズの十分把握、計画申請に当たっての団体間の調整・連携への助言、②内閣府と関係省庁の一層の連携強化による支援措置の充実、③目標の達成状況に関する内閣府による把握・助言、制度の周知徹底などに留意しつつ、地域再生制度に関する施策の推進に取り組むべきことを指摘しているところでもあり、必要に応じて制度の見直しも求められている。

## 5. おわりに

安倍内閣総理大臣は、去る平成27年9月24日の記者会見において、今後、第一の矢「希望を生み出す強い経済」、第二の矢「夢をつむぐ子育て支援」、第三の矢「安心につながる社会保障」を新たな「三本の矢」として経済政策に取り組むこと表明した。また、同時に、希望出生率1.8の実現と50年後の人口1億人維持、一億総活躍社会の実現への強い意欲を示し、10月7日に発足した第三次安倍改造内閣では、石破国務大臣は留任するとともに、一億総活躍担当大臣が新設され、加藤勝信衆議院議員が任命されている。政策に関する役割分担等についてはまだ明らかでない部分も多いが、いずれにせよ、地方創生が重要課題として今後数年の長い取組が進められていくものと思われる。

石破国務大臣は「地方創生」について、だめになったものを直すのではなく、考え方を変えてより良いものにするという願いを込めて「再生」ではなく「創生」とされているとの認識を示している<sup>24</sup>。地域自らの創意工夫で魅力あるものが生まれ、住民一人ひとりが安心して暮らせる、豊かな地域社会が形成されていくことが期待される。

（なかにし わたる）

<sup>24</sup> 第187回国会衆議院地方創生に関する特別委員会議録第5号（その1）30頁（平26.10.29）